

令和4年度

第4回第二農地部会定例会議事録

令和4年7月29日（金）

頸城コミュニティプラザ2階 202・203会議室

令和4年度 第4回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年7月29日(金)午後3時30分

会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(11名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	1番	小山 一成
2番	五十嵐 隆一	9番	大滝 正秋	10番	滝沢 記一
18番	長瀬 一成	20番	竹原 よし子	21番	望月 博
22番	山本 誠信	24番	笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(安塚区) 青田 俊一、(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、(牧区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志、(頸城区) 大島 伸一
(吉川区) 常山 哲夫、(三和区) 高橋 浩一

2 欠席委員

(1) 農業委員…17番 岩崎 欣一の1名

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 高波 澄男、(大島区) 田邊 清一 (大潟区) 細谷 正夫、(頸城区) 上井 康二 (吉川区) 中嶋 琢郎、(三和区) 福原 弥 の6名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主任	岩崎 賢恵		
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明		
大島区駐在室	班長	上野 元之		
牧区駐在室	副主任	井田 義之		
柿崎区駐在室	室長	小林 隆浩	主任	上田 良広
大潟区駐在室	班長	佐藤 憲司		
頸城区駐在室	主任	閨間 邦明		
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸		
三和区駐在室	班長	中条 崇		

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 五十嵐 隆一 9番 大滝 正秋

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③大島区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 事業計画変更承認申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧吉川区駐在室管内分

議案なし

⑨三和区駐在室管内分

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時30分 それでは、これより令和4年度第4回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員11名、欠席委員1名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>2番 五十嵐 隆一 委員、9番 大滝 正秋 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、24番 笠原 浩一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>笠原委員、よろしくをお願いいたします。</p>
笠原委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>笠原委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたします。

1頁、番号2137番の1件は、岩崎委員に関連する案件ですが、本日、岩崎委員が欠席のため、このまま、岩崎委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」岩崎委員に関連する貸借権設定1件を説明いたします。

1頁、番号2137番の1件をご覧ください。

番号2137番は、契約期間が満了したことから、新たに利用権を設定するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、岩崎委員関連の番号2137番の1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

議 長

続きまして、貸借権設定3件のうち、岩崎委員関連の番号2137番の1件を除く2件について、事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

1頁、番号2138番から番号2139番までの2件をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら2件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。

1頁、番号2507番をご覧ください。

譲受人が自身の宅地に隣接する申請地を規模拡大のため、贈与により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

＜議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区 駐在室	<p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>2 頁、番号 2567 番をご覧ください。</p> <p>農地集積・集約化のため、農地中間管理機構を通じて利用権を設定するものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」審議いたしますが、1 頁、番号 2972 番の 1 件は、滝沢委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、滝沢委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(滝沢委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、滝沢委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p>
大島区 駐在室	<p>大島区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」滝沢委員に関連する貸借権設定 1 件を説明いたします。</p> <p>1 頁、番号 2972 番の 1 件をご覧ください。</p> <p>番号 2972 番は、再設定であります。終期を他の契約している筆と合わせるため、令和 10 年 4 月 7 日に設定するものです。</p> <p>この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たし</p>

ているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、滝沢委員関連の番号 2972 番の 1 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

ただ今の審議の結果、原案どおり決定することといたします。

(滝沢委員復席)

議 長

続きまして、貸借権設定 4 件のうち、滝沢委員関連の番号 2972 番の 1 件を除く 3 件について、事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

1 頁、番号 2973 番から 2 頁、番号 2975 番までの 3 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《牧区駐在室の議案》

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

牧区

牧区駐在室です。よろしく願いたします。

駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

1頁、番号3301番をご覧ください。

牧区東松ノ木地内の農地に「資材置場」を設置するものです。

2頁に位置図、3頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、牧区内において建設業を営んでいます。事業の拡大により、資材置場が不足することから、本社敷地に隣接する申請農地を取得して、資材置場を確保するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、第2種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、申請農地217㎡及び隣接する本社敷地850㎡を含め、合計1,067㎡を「資材置場」として利用するものです。

工期は許可日から令和5年3月31日までです。

転用にあたり、雨水は地下浸透及び北側の側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたら願いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。

駐在室

4頁、番号3382番、3383番をご覧ください。

すべて契約期間満了に伴う再設定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1 頁、番号 3741 番から 3744 番までの 4 件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、耕作者へ売却予定 4 件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

2頁、番号3703番をご覧ください。

柿崎区柿崎地内の農地に「一般個人住宅」を建築するものです。

3頁に位置図、4頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

譲受人は、柿崎区内で両親と同居していますが、子供の成長に伴い、手狭であることから、父親が所有する申請農地に使用貸借権を設定し、一般個人住宅を建築するものです。

農地区分は、柿崎都市計画区域の第一種住居地域に位置しているため、第3種農地に該当するものと判断いたしました。

土地利用計画は、住宅1棟、建築面積57.13㎡、カーポート29.81㎡で合計86.94㎡です。

建蔽率は45.05%で、工期は令和4年8月1日から令和4年12月31日までです。

転用にあたり、生活排水は公共下水道により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用並びに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定2件を説明いたします。

5頁、番号3911番、3912番をご覧ください。

番号3911番は、譲受人の耕作している農地に隣接しており、耕作に利便性がよい
ため、新たに利用権を設定するものです。

番号3912番は、これまで借り手との間で利用権を設定していましたが、契約期間
が満了したため、新たに利用権を設定するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《大潟区駐在室の議案》

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

1 頁、番号 4604 番から 4607 番までの 4 件を掲載しましたのでご覧ください。

番号 4604 番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積 342 m²を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

番号 4605 番は、大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積 357 m²を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

番号 4606 番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積 198 m²を資材置場として利用するため、売買するものです。

番号 4607 番は、大潟区潟町地内の登記簿地目「畑」、面積 379 m²を一般個人住宅として利用するため、売買するものです。

位置図は、2 頁から 5 頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。6 頁、番号 4681 番をご覧ください。

譲渡人が財産処分のため、利用権を設定している譲受人に対し、売買により所有権を移転するものです。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 1 件について、事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。7 頁、番号 4680 番をご覧ください。

番号 4680 番は、契約期間満了に伴う再設定です。

この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計

画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 **〈頸城区駐在室の議案〉**

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長 **〈議案第 1 号 事業計画変更承認申請について〉**

議案第 1 号「事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号「事業計画変更承認申請について」説明いたします。

1 頁、番号 5301 番及び番号 5302 番をご覧ください。

本案件は、当初計画者が平成 6 年 7 月 22 日付け新潟県指令上農地第 5106 号及び、平成 10 年 4 月 27 日付け新潟県指令上農地第 5009 号で、独立して建設業を営むため、住宅や作業所を建築する目的で転用許可を得たものですが、資金が不足したことにより、建築の目途がたたず、計画を断念せざるを得ない状況となりました。

今回、市内でコンピュータ関連の製造業を営んでいる承継者との間で土地の譲渡に関して合意がなされたことから、当初の計画を変更し、承継者が転用を行うものです。

詳細については、5 頁、議案第 3 号の番号 5304 番で説明いたします。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は承認することに決定いたします。

議 長 **〈議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について〉**

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

2 頁、番号 5302 番をご覧ください。

頸城区西湊地内の農地を「住宅及びカーポート」に転用するものです。

3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、昭和 50 年の住宅新築、また、平成 28 年のカーポート設置に際し、農

地転用に必要な手続きを行っておりませんでした。このため、後段で説明する5頁、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」にあわせ、すでに建設済の住宅及びカーポートについて、追認申請を行うよう指導した案件です。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、事業計画は「住宅及びカーポート」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

なお、今回の許可申請に併せ、これまでの経緯、並びに今後、農地法を遵守する旨を誓約した顛末書の提出がありましたので、申し添えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について>

議 長

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」説明いたします。

5頁、番号5303番及び番号5304番をご覧ください。

番号5303番は、頸城区西湊地内の農地を「住宅及び通路」に転用するものです。

6頁に位置図、7頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、昭和50年の住宅新築に際し、譲渡人、譲受人双方合意のうえ、住宅及び通路として当該農地を使用しておりましたが、農地転用に関する手続きを行っていなかったため、追認申請を行うものです。

申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、第1種農地となりますが、事業計画は「住宅及び通路」であり、許可基準の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能となります。

なお、本案件につきましても、顛末書の提出がありましたので、併せて報告します。

番号5304番は、頸城区北福崎地内の農地を「事務所、物置、駐車場、堆雪場」と

して利用するものです。

8 頁に位置図、9 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、市内でコンピュータ関連の製造業を営んでおり、土地及び建物を賃貸借により利用しています。この度、建物の老朽化のため、会社の移転先を求めており、申請農地を取得し、頸城区北福崎地内に移転するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

工期は、令和 4 年 8 月 10 日から令和 4 年 12 月 30 日までです。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第 4 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。10 頁、番号 5422 番をご覧ください。

譲渡人の財産整理のため、近隣の農業者に譲渡するものです。双方協議により対価額を総額で決定したため、10 アール当りの単価については、端数が生じます。

なお、本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

続きまして、貸借権設定 4 件について、事務局の説明を求めます。

頸城区

11 頁、番号 5423 番から番号 5426 番をご覧ください。

駐在室

すべて、期間満了による再設定で、契約期間は 10 年です。

これら 4 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について＞

議 長

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

三和区

三和区駐在室です。よろしくお願いたします。

駐在室

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

1 頁、番号 8603 番、8604 番の 2 件をご覧ください。

2 頁と 4 頁に位置図、3 頁と 5 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。

まず番号 8603 番について説明いたします。

申請農地は、三和区野地内の田 1 筆 417 m²です。

申請者は現在、市内で両親と暮らしていますが、子供の成長により手狭となったことから、申請地に一般個人住宅を建築するものです。

申請農地は、10ha 以上の広がりのある一団の農地に接していることから、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、許可は可能となります。

土地利用計画は、住宅 1 棟 99.37 m²、カーポート 1 棟 40.63 m²で建蔽率は 33.6%

です。工期は許可日から令和5年1月20日までです。

転用にあたり、生活排水は農業集落排水により処理し、雨水は市道側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。

続いて、番号8604番について説明いたします。

申請農地は、三和区野地内の田2筆、500㎡です。

申請者は、申請地の隣地に一般個人住宅を建築しましたが、車庫と倉庫を建設するスペースがないことから、車庫と倉庫、併せて家庭菜園や雪捨て場のスペースとして、利用するものです。

申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第2種農地と判断しました。

土地利用計画は、車庫1棟22.12㎡、倉庫1棟33.02㎡で合計55.14㎡です。

建蔽率は11.03%で、工期は許可日から令和4年10月31日までです。

転用にあたり、雨水は道路側溝への排水と、地下浸透で周辺農地などに影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転1件を説明いたします。6頁、番号8696番をご覧ください。

番号8696番は、これまで利用権を設定していた譲受人へ売買により所有権移転するものです。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p><議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について></p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件を説明いたします。7頁、8608番をご覧ください。</p> <p>人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
上野部会長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p>
上野部会長	<p>【7. その他】</p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
大滝委員	<p>先ほど頸城区で4条と5条の許可を受けない違法転用が2件あったわけですが、今回、皆さんにお配りした農業委員会だよりも農地以外に利用する場合は、手続き</p>

が必要であると大きく掲載していただきましたが、こういうことは周知していかな
いと、また違反転用が出てくるので、今後こういうことが無いように皆さんから見
てもらったり、農業者の方に啓発していくことが大事なのでよろしくお願いま
す。

上野部会長

他に何かありませんか。

上野部会長

他に何も無いようですので、この後の進行は事務局に代わります。
長時間のご審議、ご苦労様でした。

柿崎区
駐在室長

上野部会長、ありがとうございました。

【8. 部会長職務代理あいさつ】

柿崎区
駐在室長

閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。

(岸田職務代理あいさつ)

【9. 閉会】

柿崎区
駐在室長

以上をもちまして、令和4年度第4回第二農地部会定例会を閉会いたします。
皆様、お疲れ様でした。

午後4時20分終了

(農地部会終了後、地区会議開催)